

覚 書

愛媛県立図書館（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、愛媛県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領に基づく雑誌の提供等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌及び期間）

第 1 条 甲は、乙から次の雑誌のとおり提供を受けるものとする。

雑誌の名称	出版社名	提供する期間

（広告掲載の方法）

第 2 条 甲は、乙から提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、乙の広告をカバーに掲載するものとする。広告の内容は甲の審査を経たものとする。

（広告掲載期間）

第 3 条 広告の掲載期間は、原則として甲が広告掲載を決定した月の翌年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。ただし、乙が引き続き次年度において、雑誌の提供の継続を希望する場合は、愛媛県立図書館雑誌スポンサー制度（継続）申込書を、期間満了の 2 月前までに、甲に提出するものとする。

（提供雑誌購入代金の支払方法）

第 4 条 提供雑誌の購入代金は、甲が指定する納入業者に乙が指定された期日までに直接支払うものとする。

2 支払は一括先払とし、価格変動による追加徴収、返金はしないものとする。ただし、消費税率が変動した場合による差額については、納入業者の求めに応じて年度末に精算するものとする。

3 振込手数料等支払いに必要な費用は、乙の負担とする。

4 乙が提供する雑誌が休刊した場合は、差額分を返金するものとする。ただし、出版社等の事情により返金が困難な場合には、甲、乙及び納入業者で取扱いを協議するものとする。

（雑誌スポンサーの責務）

第 5 条 乙は、掲載した広告の内容その他広告に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 乙は、広告の掲載により甲及び第三者に損害を与えた場合並びに第三者から苦情の申立て等がなされた場合は、自らの責任及び負担において解決するものとする。

（その他）

第 6 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の条項に疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

本覚書は 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住 所 愛媛県松山市堀之内
所 属 名 愛媛県立図書館
職 名 館長
氏 名

印

乙 住 所
商号又は名称

代表者氏名

印